

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
国土交通大臣	デジタル大臣	
内閣府特命担当大臣（防災）		

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大によって、私たちはいつでもどこでも情報を入手したり発信したりすることができるようになっており、インターネット上にも膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、懸命に復旧と復興が進められている能登半島の被災地においても、多くの偽情報の発信で現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う、合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって国におかれては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けて、以下の取り組みを推進することを強く要望する。

記

1. 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
2. I o Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
3. 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等の国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。